

令和4年度

第1回我孫子市国民健康保険運営協議会

会 議 録

開催日時 令和4年11月25日

開催場所 議会棟第一委員会室

- 1 招 集 日 時 令和4年11月25日(金)午後1時30分開会
- 2 招 集 場 所 議会棟 第一委員会室
- 3 出 席 委 員 鈴木浩委員 玉村容子委員 牧則子委員
松下世津子委員 茂木和之委員
- 4 欠 席 委 員 石川浩之委員 磯邊久男委員 佐宗由紀子委員
佐藤昭宏委員 林正裕委員
- 5 出席事務局職員 星野市長 三澤健康福祉部長 本庄国保年金課長
海老原副参事 野口課長補佐
山本主任 澤井主任 黒江主任 山梨主任
- 6 公開／非公開の別 公開
- 7 傍聴人 0名
- 8 会議に関する事項
 - 一 開 会
 - 1 資料確認
 - 二 運営協議会委員の委嘱
 - 三 あいさつ
 - 四 自己紹介
 - 五 運営協議会の役割等
 - 六 会長・副会長の選任
 - 七 議事
 - 1 我孫子市福祉総合計画推進協議会委員の選任について
 - 2 令和3年度国民健康保険事業特別会計決算について
 - 3 その他
- 八 閉会

目 次

一 開 会	
1. 資料確認	3
二 運営協議会委員の委嘱	4
三 あいさつ	4
四 自己紹介	5
五 運営協議会の役割等	6
六 会長・副会長の選任	7
七 議 事	
1. 我孫子市福祉総合計画推進協議会委員の選任について	9
2. 令和3年度国民健康保険事業特別会計決算について	10
3. その他	16
八 閉 会	

午後1時30分開会

一 開 会

○事務局 それでは、定刻となりましたので始めさせていただきます。

本日は大変お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。また、皆様方には、日頃から国民健康保険事業の運営につきまして御理解と御協力を頂き、心より感謝申し上げます。

本日、司会を務めさせていただきます野口です。どうぞよろしく申し上げます。

これより令和4年度第1回我孫子市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。

資料確認

○事務局 初めに、会議を始めるに当たり、本日資料を確認させていただきます。

先日、委員の皆様にお送りした資料といたしまして、資料 No.1「我孫子市国民健康保険運営協議会関係条文等」、資料 No.2「我孫子市健康福祉総合計画推進協議会規則」、資料 No.3「令和3年度国民健康保険事業特別会計決算について」。

次に、本日、机の上に配付しました資料として「会議次第」、「委員名簿」、「席次表」、「赤字繰入額の増加要因」、「第二期我孫子市国民健康保険データヘルス計画」、こちらは新規の委員さんのみです。「千葉県国民健康保険運営方針」、「令和4年度第2回我孫子市国民健康保険運営協議会出席可能日連絡票」、さらに被保険者の皆様にお配りしているパンフレットとして「基本がわかる国保ガイドブック」、「みんなで支える国保の保険税」を配付させていただきましたので、御確認をお願いします。

資料のない方がいらっしゃいましたら事務局で用意しておりますので、お申し出ください。——よろしいでしょうか。

次に、本会議は、我孫子市国民健康保険条例施行規則第8条の規定で、委員の半数以上の出席をもって成立となります。

本日は10名の委員のうち5名の出席がございますので、会議は成立しておりますことを御報告させていただきます。

なお、本日は、ちば東葛農業協同組合の林様、被保険者の磯邊様、我孫子医師会の佐藤

様、我孫子市歯科医師会の石川様、公立学校共済組合千葉支部の佐宗様が欠席との連絡がございました。御報告させていただきます。

次に、会議の公開について御報告いたします。本協議会は、我孫子市情報公開条例第2条の規定により会議は公開となります。

二 運営協議会委員の委嘱

○事務局 次に、運営協議会委員の委嘱についてです。本運営協議会は、我孫子市国民健康保険条例第2条に基づき設置され、市長が任命する10人で組織されます。委嘱状については、市長から委員の皆様へ直接お渡しすべきところではありますが、時間の関係上、机上に配付させていただきましたので、御了承いただきたいと思います。委員の皆様、これから3年間、どうぞよろしくお願いいたします。

三 あいさつ

○事務局 続きまして、星野市長から御挨拶をお願いいたします。

○市長 座って御挨拶させていただきます。本日は大変お忙しい中、本会議に御出席いただき本当にありがとうございます。また、皆様方には多忙なところ、この運営協議会委員をお引き受けいただき、本当にありがとうございます。

国保制度につきましては、平成30年度に制度改革が行われ、都道府県も県内の市町村とともに国民健康保険の保険者となり、また都道府県が財政運営の責任者となるということで制度の安定化が図られるようになったところでございます。しかしながら、社会保険の適用拡大などによって国保の被保険者の減少により保険税の収入が減る一方で、被保険者の高齢化や医療の高度化によって1人当たりにかかる医療費の負担は大きくなっているという現状がございます。そのような背景からも、国民一人一人が生涯を通し、健康で自立した生活を安心して送ることが、これからはさらに重要となっているところでございます。

我孫子市では健康福祉総合計画を基に様々な健康づくりや福祉に関する事業を展開しておりますが、国民健康保険ではデータヘルス計画と特定健康診査等実施計画を策定し、被保険者の皆様方の健康寿命の延伸につながる事業を行っているところです。このことは今

後、医療費が過度に増大しないようにするという効果もありますので、引き続き各事業に取り組んでいきたいというふうには考えてはいます。

委員の皆様におかれましては、今後、計画策定やあるいは保険税率の見直しなど重要事項を審議していただくとともに、身近な課題についても様々な角度から御意見を頂戴できればというふうに思っております。

3年間、皆様方には御苦勞をおかけいたしますけれども、何とぞ我孫子市の安定した国保運営ができますように、御理解と御協力いただきますようお願い申し上げる次第でございます。

○事務局 ありがとうございます。

四 自己紹介

○事務局 次に、委員の紹介に移らせていただきます。当運営協議会の委員構成はお手元の委員名簿のとおりでございます。

それでは、本日御出席の委員の皆様にご自己紹介をお願いいたします。恐縮ですが、本日お座りになっている順番で鈴木委員より一言お願いします。

○委員 鈴木浩と申します。我孫子市には、昭和52年から結婚と同時に住んでおります。転勤族だったので、45年間の20年ほどはほかに転勤していたりしていましたが、4年前に65歳で定年退職しまして、町内会長とか我孫子市の長寿大学なんかに通ったりしております。

3年前に生涯学習審議会の委員に応募して採用されまして、3年間やっていたのですが、コロナやいろいろなことであまり貢献できなかったかなと思っています。この審議会に応募したのは、保険会社に勤務していたということと、健康保険がないアメリカに4年ほどいまして、健康保険制度に非常に関心があったので応募しました。よろしく願いいたします。

○事務局 それでは、玉村委員、お願いします。

○委員 我孫子市商工会の所属です。玉村と申します。よろしく申し上げます。今年度からこちらに参加させていただくので、何をするのか全然分からない状況ではありますけれども、よろしく申し上げます。

○事務局 牧委員、お願いします。

○委員 こんにちは。我孫子市社会福祉協議会の牧則子です。この委員は3期目に入らせていただきます。何もできないのですが、勉強させていただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局 松下委員、お願ひします。

○委員 薬剤師会から来ました薬局をやっております松下と申します。我孫子にはもう50年以上住んでいて、大分発展している感じも見受けられますが、高齢化というのが目につくようで、このところはコロナとかで、どちらかという閉じ籠もりがちな生活をしている方が多いので、そういう方が何とか普通の生活に戻れるようなことで、皆様のお力をかりながら何とかやっていきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○事務局 茂木委員、お願ひします。

○委員 被保険者の代表の茂木と申します。被保険者代表と言いながら、自分が被保険者になったのはこの4月なのでまだ8か月足らずですが、3年間頑張りたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○事務局 ありがとうございます。

続きまして、当課所管部長及び事務局職員より自己紹介させていただきます。部長からお願ひします。

○部長 健康福祉部長の三澤と申します。よろしくお願ひします。

○事務局 国保年金課長の本庄と申します。よろしくお願ひいたします。

○事務局 国保年金課副参事の海老原と申します。よろしくお願ひいたします。

○事務局 国保年金課課長補佐の野口です。よろしくお願ひします。

○事務局 国保年金課給付係の山本と申します。よろしくお願ひいたします。

○事務局 国保年金課保険税係の黒江と申します。よろしくお願ひします。

○事務局 国保年金課給付係でデータヘルス計画の担当をしております澤井と申します。よろしくお願ひいたします。

○事務局 同じく国保年金課給付係の山梨と申します。よろしくお願ひいたします。

○事務局 以上で自己紹介を終わります。ありがとうございます。

五 運営協議会の役割等

○事務局 次に、今回は委員改選に当たるため、我孫子市国民健康保険運営協議会の役割

等について私より簡単に御説明いたします。

お手元の資料 No. 1 「我孫子市国民健康保険運営協議会関係条文等」を御覧ください。

ここに運営協議会に関する法令等の抜粋を記載しております。我孫子市国民健康保険運営協議会の設置につきましては、国民健康保険法第 11 条第 2 項の規定で「国民健康保険事業の運営に関する事項を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。」となっていることから、この会議が設置開催されています。

また、運営協議会でどのようなことを審議するのかといいますと、同項の括弧内に書かれている内容で、「(この法律に定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであって、第四章の規定による保険給付、第七十六条第一項の規定による保険料の徴収その他の重要事項に限る。)」と規定されています。

運営協議会の構成は、国民健康保険法施行令例第 3 条第 3 項の規定により、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織することになります。

また第 4 項の規定により、被保険者の代表する委員の数以内の数の被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができるとされています。

裏面を御覧ください。なお、委員の任期は第 4 条の規定により 3 年間になり、本日交付させていただきました委任状は、令和 4 年 10 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日が任期となっておりますので御確認をお願いします。

また、第 5 条の規定により会長は公益を代表する委員から選出することになっております。委員の定数は、我孫子市国民健康保険条例第 2 条第 2 項の規定のとおり、第 1 号の被保険者を代表する委員は 3 人、第 2 号の保険医又は保険薬剤師を代表する委員は 3 人、第 3 号の公益を代表する委員 3 人、第 4 号の被用者保険等保険者を代表する委員 1 人の 10 名となっております。

委員の報酬は、我孫子市特別職の職員の非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例第 2 条の規定により、勤務時間が 4 時間に満たない場合の 3, 500 円が市から支払われます。なお、その金額から所得税を差し引いた額で振り込みをさせていただきます。

六 会長・副会長の選任

○事務局 続きまして、「会長・副会長の選任」です。議長が選任されるまでは私が進行

役を務めさせていただきますので、引き続きよろしくお願いいたします。

会長・副会長の選任は、国民健康保険法施行令第5条の規定により、公益を代表する委員の中から選挙で選任することとなっております。

最初に会長ですが、公益代表の方で立候補される方がおりましたら挙手をお願いいたします。

立候補される方がいらっしゃらないようですので、申し訳ありませんが、事務局に一任いただけますでしょうか。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

では事務局に一任いただいたということで、早速ですが、玉村委員に会長をお願いしたいと存じます。委員の皆様、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○事務局 ありがとうございます。それでは、玉村委員、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、副会長の選任です。やはり副会長も会長と同様に公益の代表の方の中で選任することになっています。立候補される方がおりましたら挙手をお願いいたします。

立候補される方がいらっしゃらないようですので、事務局に一任いただけますでしょうか。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

では事務局に一任いただいたということで、牧委員にお願いできないかと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○事務局 ありがとうございます。それでは牧委員、よろしくお願いいたします。

○委員 よろしくお願いいたします。

○事務局 ここで、新しく会長に選任されました玉村委員から一言御挨拶をいただきます。お願いします。

○会長 このたび会長を仰せつかった玉村でございます。先ほども言いましたけれども、今年度より参加させていただくので本当に分からないことばかりなので、皆様に協力していただいて頑張りたいと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局 同じく、副会長に選任されました牧委員から一言御挨拶をいただきます。お願いします。

○副会長 私も3期いるのですが、何も分かりませんので、いろいろ教えていただいて勉強させていただいて、皆さんに還元できるように頑張っていきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○事務局 それでは、玉村会長は議長の席に移動をお願いいたします。

なお、星野市長はこの後公務がございますので、大変申し訳ありませんが、ここで退席させていただきます。

○市長 では、よろしくお願ひいたします。

(市長退席)

(玉村会長、会長席に着く)

○会長 よろしくお願ひします。先ほど事務局より、本日の会議は定足数を満たしており、会議は成立しているとの報告がありましたので、これより次第に沿って本日の議事に入ります。ぜひ会議が円滑に行えますよう、皆様の御協力をお願いいたします。

七 議題

1. 我孫子市健康福祉総合計画推進協議会委員の選任について

○会長 それでは、議題1「我孫子市健康福祉総合計画推進協議会委員の選任について」、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 改めまして、国保年金課副参事の海老原です。よろしくお願ひいたします。

「我孫子市福祉総合計画推進協議会委員の選任について」御説明いたします。すみませんが、着座にて説明させていただきます。

資料 No.2「我孫子市健康福祉総合計画推進協議会規則」を御覧ください。

健康福祉総合計画推進協議会は、我孫子市の福祉施策を推進する総括的な役割を担い、健康福祉総合計画の策定、進行管理及び特に重要な案件等を協議しております。委員は第2条第1項各号に記載の団体から推薦をし、市長が委嘱することになります。国民健康保険運営協議会は第7号で記載されていることから、1名を推薦し委嘱されていましたが、国民健康保険運営協議会委員の任期満了に伴い、本年9月30日をもって解嘱となりましたので後任を1名推薦するものです。

今回推薦させていただきます委員におかれましては、委嘱期間は令和6年9月30日までとなります。なお、この協議会の開催は年2回程度予定しているとのことです。事務局

では選任に当たり、まず立候補していただいた方の中から推薦させていただきたいと考えております。なお、立候補される方がいらっしゃらない場合は事務局に一任することで御了承いただきたいと思いますと考えております。

以上で説明は終わります。よろしくお願ひいたします。

○会長 以上で「我孫子市健康福祉総合計画推進協議会委員の選任について」の説明が終わりました。ただいま説明を聞いた上で立候補される方はいらっしゃいますか。挙手をお願いします。

立候補される方がいらっしゃらないようですが、事務局いかがいたしますか。

○事務局 それでは、事務局に一任することで御了承いただけますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○事務局 ありがとうございます。

それでは事務局としまして、被保険者代表の茂木和之委員を推薦させていただきたいと考えています。茂木さん、よろしいでしょうか。

○委員 私であれば。

○事務局 ありがとうございます。それではよろしくお願ひいたします。

2. 令和3年度国民健康保険事業特別会計決算について

○会長 それでは、次に議題2「令和3年度国民健康保険事業特別会計決算について」につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局 まず本題に入る前に、我孫子市国民健康保険の動向等を御理解いただくために、直近5年の主要指標の推移について御説明いたします。引き続き、すみませんが着座にて説明させていただきます。

先に送らせていただきました資料のうち、資料 No.3「令和3年度国民健康保険事業特別会計決算について」という資料の4ページをお開きください。

初めに、被保険者数と医療費総額の関係及びその推移について説明します。表の上にある濃い線は被保険者数、下にある薄い線は世帯数を表しています。被保険者数及び世帯数ともに減少傾向にあります。被保険者数の減少は後期高齢者医療への移行や平成28年10月からの被用者保険の適用拡大などが要因と考えられます。

5ページを御覧ください。棒グラフの薄い部分が一般被保険者数、濃い部分が退職被保

険者数、また折れ線グラフは総被保険者数に対する65歳以上75歳未満である前期高齢者の割合を表しています。被保険者数の総数が減少している一方で、令和2年度までの前期高齢者の割合が増加しています。これは少子高齢化や平成28年10月からの被用者保険の適用拡大により、働き手である年代が減少したことが要因と考えられます。令和3年度の前期高齢者の割合が減少しているのは、後期高齢者医療への移行割合が増加したことが要因と考えられます。なお、退職者医療制度は平成27年3月末に廃止されており、経過措置により年々対象者が減少し、令和2年度からは0人となっております。

6ページをお開きください。棒グラフが療養諸費、折れ線グラフは1人当たりの療養諸費を表しております。なお、ここで言う療養諸費は医療機関や薬局などの窓口で患者さん自身が支払った分を除いた費用等になります。令和3年度は、療養諸費、1人当たりの療養諸費はともに増加しています。療養諸費の増加は新型コロナウイルス感染症拡大による受診控えが減少したことなどが要因と考えられます。また1人当たりの療養諸費の増加は、高齢化や医療の高度化が要因と考えられます。

7ページを御覧ください。「4 1人当たりの医療費の推移」ですが、折れ線グラフの丸のマーカーが全体、三角が前期高齢者、四角が65歳未満になります。なお、ここで言う医療費は、さきに説明した療養諸費とは一致しません。本来であれば同じ療養諸費の値でお示すべきところではございますが、年齢別の支出額を把握することができないため、近似値となる事業年報による医療給付の値を使用しています。しかし、全体、前期高齢者、65歳未満とも1人当たりの医療費の推移は同じ傾向であることを把握できると思います。こちらにつきましても6ページの療養諸費と同じように推移しております。なお、前期高齢者の1人当たりの医療費は高額な傾向にあります。これは高齢化による医療機関の受診や薬の服用が増えてくることなどが要因と考えられます。

8ページをお開きください。最後に「5 現年収納額と収納率の推移」ですが、収納額は被保険者数の減少や新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い減少傾向にありましたが、収納率は平成31年度を除き93%台で推移しております。この収納率の高さは滞納整理の着実に努めるとともに、財産調査とそれに基づく滞納処分の積極的な推進に取り組んだ結果でございます。なお、平成31年度に収納率が低下した要因としては、例年4月、5月に実施している9期分、10期分の督促の発送を、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が発出されたことを考慮して次年度へ延期したことが大きな要因であると考えられます。

それでは、本題の令和3年度国民健康保険事業特別会計決算について説明します。なお、令和3年度国民健康保険事業特別会計決算については、監査委員及び市議会の承認を得ていることを御報告いたします。

初めに、決算総額です。1ページをお開きください。

まず歳入の決算額は、表の一番下の行の左から5列目に記載のとおり121億6,054万9,473円、対前年度比は同じ行の一番右の列に記載のとおり5.3%の増となりました。

続きまして、2ページをお開きください。歳出の決算額は、上の表の一番下の行の左から4列目に記載のとおり119億9,338万3,303円、対前年度比は同じ行の一番右の列に記載のとおり4.5%の増となりました。

歳入歳出差引額は下の表の一番下の行の左から4列目のとおり1億6,716万6,170円、前年度比では9,716万6,923円、138.8%増加しました。これが令和3年度の国民健康保険事業全体の決算総額の状況です。

続きまして、歳入の説明です。恐れ入りますが、1ページにお戻りください。

歳入を構成する各科目の状況について主なものを説明します。なお、表の左から5列目にあります「決算額」の欄を中心に説明します。

まず、科目の一番上、「保険税」です。上から3行目の「保険税(計)」のとおり決算額は前年度に比べ8,138万6,192円増加し、25億9,151万2,242円となりました。

ここで、3ページをお開きください。一番下の表「4 国民健康保険税収納状況」のとおり、令和3年度の収納率につきましては、現年度分が93.69%、過年度、要するに滞納繰越分が18.98%となり、前年度比で現年度分については0.12ポイントの増加、過年度分につきましては0.4ポイントの増加となりました。なお、合計では77.18%となり、前年度比で2.22ポイントの増加となりました。これは滞納整理及び滞納処分を積極的に行ったことが要因でございます。

それでは再び1ページにお戻りください。「決算額」の右隣の列、「不納欠損額」は地方税法第18条の規定に基づく時効等の事由により欠損処分をしたものになります。「保険税(計)」の不納欠損は6,703万4,324円で、前年度に比べ1,743万9,392円の減少となりました。これは財産調査等に基づき、生活窮迫や財産及び所在不明による執行停止を行ったことにより時効による消滅が減少したためです。

次は「国庫支出金」です。「国民健康保険災害等臨時特例補助金」は、新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がった方に対して免除を行った保険税について、国からの交付金で決算額は310万3,000円となりました。

次は「県支出金」です。「保険給付等交付金（普通交付金）」は、市が保険給付費に要した費用に対して交付される交付金で、決算額は82億7,132万4,073円となりました。「保険給付費等交付金（特別交付金）」は、市町村の特別の事情に応じて交付される保険者努力支援制度分、特別調整交付金分、都道府県繰入金の2号繰入金分、特定健康診査等負担金分を合わせた交付金で、決算額は1億7,461万2,000円となりました。

次は「繰入金」です。これは市の一般会計から国保特別会計への繰入金です。一番大きなものは保険基盤安定繰入金で、保険者支援分、保険税軽減分があり、一般会計で受け入れた国・県からの交付金を主な原資としています。決算額は前年度に比べ3,227万5,701円増加し、9億9,011万7,030円となりました。

次は「繰越金」です。繰越金については、令和2年度の決算に伴う歳入歳出の差引残額の6,999万9,247円を令和3年度に繰り越しました。

最後に「諸収入」です。これは保険税の延滞金や交通事故で生じた医療費を加害者に請求し納付された第三者納付金などで、決算額は前年度に比べ2,796万1,216円増加し、5,985万5,481円となりました。なお、不納欠損は18万6,860円となりました。これは被保険者であった人が我孫子市の国民健康保険の資格がない期間に医療機関にかかったときの医療費の保険者負担分に係るもので、発生から5年を経過した債権を時効により不納欠損としたものでございます。

以上で歳入の説明を終わります。

続きまして、歳出の説明です。2ページをお開きください。歳出を構成する各科目の状況について主なものを説明いたします。

まず科目の一番上「総務費」は職員の人件費、窓口業務の委託料、保険給付や保険税の賦課・徴収に係る事務に要した経費です。決算額は「総務費（計）」のとおり前年度に比べ174万344円増加し、2億457万4,964円となりました。

次は「保険給付費」です。いずれも一般被保険者分と退職被保険者等分を合計した額になります。

一番上の「療養諸費」は、医療機関や薬局などの窓口で患者自身が支払った分を除いた費用と考えていただければと思います。加えて、接骨院でかかった費用や医師の指示に基

づいて、はり・きゅう・マッサージを受けたり、治療用装具としてコルセットなどを購入した方への給付や国保連合会に委託している診療報酬の審査支払事務の手数料が含まれています。決算額は前年度に比べ4億1,835万1,089円増加し、72億5,107万8,867円となりました。なお、歳出に占める割合は約60.5%でした。

次は「高額療養費」です。高額療養費制度は、暦の1か月の中で限度額を超えて医療機関等の窓口でお金を支払った場合にその差額を支給するものです。決算額は前年度に比べ4,820万7,276円増加し、10億2,691万2,590円となりました。

次は「出産育児諸費」です。出産育児一時金として被保険者にお子さんが生まれたときに42万円を支給するものです。決算額は前年度に比べ630万6,449円増加して、3,142万5,000円となりました。

次は「葬祭諸費」です。被保険者がお亡くなりになったときに、喪主の方などに5万円を支給するものです。決算額は前年度比べ95万円減額し、870万円となりました。

次は「傷病手当金諸費」です。被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染したとき、または発熱等の症状があり新型コロナウイルスの感染が疑われ、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に就くことを予定した日について支給するもので、決算額は前年度に比べ1万2,561円増加し、37万4,793円となりました。

次は「事業費納付金」です。「医療給付費分」は、県が保険給付費の推計を基に保険料収納必要総額を算出し、当該総額を医療費水準及び所得水準に応じて県内の各市町村に納付金として割り当てられた額になります。決算額は21億6,220万6,681円となりました。

「後期高齢者支援金等分」は、県が後期高齢者支援金の推計を基に保険料収納必要総額を算出し、当該総額を所得水準に応じて県内の各市町村に納付金として割り当てられた額になります。決算額は7億5,858万3,285円となりました。

「介護納付金」は、県が介護納付金の推計を基に保険料収納必要総額を算出し、当該総額を所得水準に応じて都道府県内の各市町村に納付金として割り当てられた額となります。決算額は3億1,468万3,599円となりました。

次は「保健事業費」です。これは我孫子市が実施している短期人間ドック事業、糖尿病性腎症重症化予防事業、はり・きゅう・マッサージへの助成事業などにかかる費用で、決算額は前年度に比べ97万5,842円増加し、4,298万7,038円となりました。

特定健康診査等事業費は特定健診・特定保健指導を健康づくり支援課へ執行委任したことによる一般会計への繰出金で、下から4行目「諸支出金」の一般会計繰出金の科目からこちらに移設したものになります。決算額は8,261万991円となりました。

次は「基金積立金」です。国民健康保険事業の健全な財政運営に資するため設置する我孫子市国民健康保険事業財政調整基金への積み立てで、令和3年度は7,755万1,000円の積み立てを行い、令和3年度末、基金残高は9,376万5,000円となりました。

最後に「諸支出金」です。償還金及び還付加算金は、国保の資格を喪失した方の納め過ぎた保険税を還付するもの及び前年度の国・県支出金などの精算により返還金が生じた場合に支出するものです。決算額は前年度に比べ310万1,978円増加し、3,169万4,300円となりました。なお、3ページには我孫子市国民健康保険事業の状況を記載させていただきました。参考に御覧いただければと思います。

以上で令和3年度国民健康保険事業特別会計決算について説明を終わります。

○会長 以上で「令和3年度国民健康保険事業特別会計決算について」の説明が終わりました。

これより質疑応答に移らせていただきます。なお、一問一答の形式をとらせていただきますので御協力をお願いいたします。

それでは質問等のある方、挙手をお願いします。

○委員 納付率が93%とかありましたけれども、それは県とか全国平均に比べるとどうなのでしょう。

○事務局 令和3年度の収納率、県内の市で比べますと、県内では14位という順番になっております。何年か前は県内の市で2位になったこともあるのですが、ほかの市も滞納処分とか取り組んでいるということで、順位がじりじり下がっている状況ではあります。

以上です。

○委員 ありがとうございます。もう1つよろしいですか。

督促はどんなことされているのですか。

○事務局 督促状をお送りするのは当然なのですが、あとは夜間に電話で催告したりもしております。

○委員 ありがとうございます。

○会長 ほかに御質問等はありませんか。

委員、お願いします。

○委員 すみません。歳出のところでちょっと教えていただきたいのですが、出産育児諸費で、これは42万円の出産育児一時金を支出するという御説明だったのですが、決算額で5,000円という端数が出ているのですが、これは何が原因なのでしょうか。

○事務局 出産されたときの42万円は上限になっていますので、それ以内の出産費であれば実際にかかった出産費の実費を支給することになりますので、端数が生じることになります。

(補足：直接支払制度を利用した場合、国保連合会へ医療機関等が請求した金額が42万円以下になる場合があります。その場合は、42万円との差額を世帯主から改めてご請求していただき給付しています。)

○委員 ありがとうございます。

○会長 ほかに御質問等ありませんでしょうか。——よろしいでしょうか。

ないようであれば、これで質疑打ち切りということでよろしいでしょうか。

3. その他

○会長 それでは、最後に「その他」ということで、何か議題として取り上げたいものがございますか。

○事務局 事務局からございます。

○会長 よろしくをお願いします。

○事務局 すみません。本日お配りさせていただいた資料「赤字繰入額の増加要因」につきまして、事務局から御説明を差し上げたいと思います。

まず御説明を差し上げる前に、国民健康保険の予算につきましてどのような形になっているかというところを前提としてお話しさせていただければと思います。

先ほどの「国民健康保険事業特別会計決算について」、こちらでも御説明を差し上げたところではあるのですが、こちらの国保広域化前のところについてまず御説明します。

国保広域化前につきましては保険給付費、皆さんが病院や薬局等にかかったときに、自己負担ではない保険者が持つ7割または8割負担の分を支出することを目的としまして、

皆様から保険税を納めていただいております。こちらと国や県の補助金を基に保険給付費を賄っていたというのが今までの形でした。

こちらにつきまして平成30年度から国保広域化という制度が始まりました。こちらはなぜ始まったのかといいますと、被保険者が少ない小さい保険者につきましては、財政的な不安定さがあるというのが原因です。極端な例えになってしまいますが、被保険者が1人であった場合、ほとんど病院にかからないのであればそこまで問題はないかと思いますが、その方が急に「人工透析が必要になってしまった」となりますと、年間500万円や600万円の医療費がかかってまいります。その方お一人に対してまして保険税で支払いを求めるといのは到底不可能な話になります。そういったところから小さな保険者が財政的な不安定に陥らないよう、都道府県が財政運営の責任主体となるということで国保広域化が始まっております。

国保広域化が始まりまして何が変わったかと申しますと、納付金という部分が新たに加わりました。今まで保険者は皆様の保険税を集めさせていただきまして保険給付に充てていたのですけれども、国保広域化からは事業費納付金という県のほうで試算しました県全体の医療費の総額に対しまして、所得の高い市町村は多く納めていただきたい、そして被保険者が多い市町村は多く納めていただきたいというところから算定された納付金を納める形となっております。

現状、我孫子市としましては千葉県の中で比較的所得の高い市町村という形になっておりまして、今までよりも多少多めに保険給付費分というところを納めているような形になっております。また同様に、所得を基に算定されております後期高齢者支援金等分と介護保険分につきましても、県の平均で考えますと我孫子市は多めに納めるというところになっているのが現状です。

こちらの納付金を納める代わりに全ての保険給付費は千葉県で賄っていただいているといった流れになっております。

では本題のほうに入らせていただきたいと思っております。

まず最初に、「1. 各年度の当初予算における赤字額の推移」につきまして御説明いたします。ここで言う赤字額というのが、「その他繰入」という赤字分になりまして、市の一般会計というところから頂くお金の分、それから国民健康保険の基金から取り崩して繰り入れた分、この2つの金額の合計額を赤字額として示しております。

令和元年度から5年度まで赤字額の列を見ていただきたいと思っておりますが、令和2年度か

ら4年度までにつきましては約2億円の中盤ぐらいを推移しておりましたが、令和5年度の納付金の仮の算定なのですけれども、千葉県から示された額を当てはめると、令和5年度、来年度では約5億円の赤字が見込まれております。こちらは前年度と比較しましても約2億円の増ということになっております。

こちらの要因につきまして納付金の金額のほうから要因を探っているところなのですが、「2. 各年度の納付金（仮算定時）の推移」を御覧ください。左の「医療一般分」、こちらにつきましては被保険者数と県のほうで算定しました1人当たりの医療費の額をもって算出されるものになっております。先ほどの御説明でもありましたとおり、我孫子市の被保険者につきましては年々減少傾向にあります。そのため右側の列の「前年度差額」を御覧いただきたいのですが、令和4年度までにつきましては、毎年こちらの納付金の額が減少していたというところなんです。

ですが、令和5年度につきましては微増という形になっております。こちらの要因につきましては、千葉県のほうでは被保険者数は4%の減少を見込んでおります。しかしその一方で、1人当たりの医療費が4.5%増と見込んでおまして、結果的に0.3%の増という形で微増の形となっております。

続きまして、隣の「後期一般分」にいきたいと思います。こちら令和2年度から令和4年度につきましては7億円台で推移しておりましたが、令和5年度につきましては9億円と増加しました。前年度差額から見ましても1億3,000万円の増ということになっております。

こちらの要因なのですけれども、下の「3. 各年度の激変緩和措置額の推移」を御覧いただければと思います。こちらの「激変緩和」という言葉なのですけれども、平成30年度から国保広域化に伴いまして「納付金」という制度が新たに導入されました。こちらにつきましては、今まで納めていた保険税から急激に上昇することを防ぐために、国や県のほうで激変緩和、急激に上がってしまった分をカバーするための措置をいただいているところです。こちら年々減少するという形で推移しているのですが、令和4年度につきましては、こちらの表の右から2番目「合計」のところを見ていただきますと、8,000万円分充たっております。こちらが令和5年度になりましたら1,000万円と、7,000万円の減少ということになりました。これに伴い、後期分につきましても1億3,000万円ということで急激に跳ね上がったと見ております。

こちらの医療分が、被保険者は減ったのですが、1人当たりの医療費が増加していると

ころから微増となってしまった。それから後期一般分につきましても、激変緩和措置が大幅に減少してしまったために1億3,000万円ほどの増加というところ、この2点が大きな要因ではないかを見ております。こちらが歳出側の要因になります。

もう1つは歳入側の要因になります。こちらの資料の裏面を御覧ください。こちらは「市町村算定方式による市町村標準保険料率の推移」を示しております。こちらの市町村標準保険料率というものにつきましても、千葉県が各年度の納付金を各市町村が納めるに当たりまして、こちらの保険税につきまして、「何パーセントにすれば賄うことができるか」というのを示したのが市町村標準保険料率になります。こちらにつきましても年々増加しているところになりまして、本市としましては、令和3年度につきまして、令和2年度の確定係数の値に基づき支援金分と介護分の税率の改定を実施したところですが、こちらの税率からもう既に乖離が大きく開いているところになります。表の上側、確定係数というのが最終的に確定された納付金を納めるのに必要な保険税率です。

下の「仮」というのは、現段階の仮の段階で納付金額を納めるとしたら必要になる額というところになってきますが、令和4年度の確定係数との「現行税率との乖離」というのが一番右側上段のほうにあります。こちらのパーセント、金額等を合計しますと、マイナス0.84%、金額にしてマイナス7,903円と昨年度の確定係数ではなっております。ですが、今年度、今現在の仮係数で比較しますと、マイナス1.75%、金額にしてマイナス1万1,383円とパーセントでは1%以上の乖離、要は現行税率との開きが出てしまっているところになります。

歳入の面から見まして、現行税率から開いてしまったために歳入が不足しており、また納付金の額が上がっていることから、来年度、令和5年度の当初予算の中では5億円ほどの赤字ということで見込まれているものになります。

来年度、令和5年度の当初予算の見込みにつきまして、事務局からの説明とさせていただきたいと思っております。

○会長 ほかにございませんか。

○事務局 今まさに令和5年度の当初予算を編成しているさなかでございます。現状の部分のただいま山本のほうから御説明させていただいた次第でございます。

この5億円というお金を調達するにはかなり難しい話ではあるというところで、現在のところ、この部分については財政当局と調整を図りながら進めているさなかでございます。これは仮係数の段階ということでのお話をさせていただいたわけなのですが、今後12月

未ぐらいに今度は確定係数、本係数による試算が行われた結果が示されてくるようになります。この段階で財政当局とも協議をしながら、どういう対応を図ろうかというようなことは、それから決定してくるのではないかと考えているところでございます。

将来的には先ほどお示しさせていただいたような県が示している標準保険料率、こういったものも参考にしながら、今後の国保の運営を考えていかなければいけないというところになってきております。

簡単ではございますが、そういった経過ということでの説明とさせていただきたいなと思います。今後ともよろしく願いいたします。

○委員 ということは、赤字になっていて将来的には一般会計から保険税のほうに少しずつ赤字補填をする流れになっているということですか。

○事務局 お答えします。今、赤字分につきましては一般会計からとか補填していただいているところでございますが、ただ、一般会計につきましても、我孫子市の場合そんなに裕福にお金があるというわけではございませんので、耐えられるところまでは、恐らく一般会計から繰入れというような形をとらせていただけたらと思うのですが、そればかりを当てにするわけにもいかないという状況になりつつあるなというところでございます。

○委員 分かりました。

○会長 ほかにございますか。

ないようですので議題につきましてこれで終わりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは本日の会議を終わりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員 資料をいっぱい作っていただいたのですが、数字がいっぱい並んでいるのでいきなり見るとよく頭に入らないので、気持ち早めに送っていただけて見られるようにしていただくとうれしいなとも思うのですが。

○事務局 先ほど説明した資料というのは本日お示ししたので、大変申し訳なかったです。当初こちらの予定はしていなかったのですが、急遽こういう状況に、赤字が膨らむ予測が判明しましたので、本日お示しさせていただきました。

今後はなるべくそういうことがないように、事前に資料のほうはお送りさせていただきたいと思います。大変申し訳ございませんでした。

○委員 ありがとうございます。

○会長 ほかにございますか。

それでは、以上をもちまして令和4年度第1回我孫子市国民健康保険運営協議会を終了いたします。御協力ありがとうございました。

○事務局 会長並びに委員の皆様、長時間にわたり御審議いただきましてありがとうございました。

なお、令和4年度第2回我孫子市国民健康保険運営協議会の開催は1月を予定しております。開催希望日についてのアンケートを配付させていただきましたので、後日御回答をお願いします。

それでは今後ともよろしく願いいたします。本日は大変お疲れさまでした。

午後2時36分閉会